

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を国に求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの労働者、国民に広がっている。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起これ、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害である。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国では製造業の従事者に多くの被害者を出していることに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

特に建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もない。国は石綿被害者救済法を成立させたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められている。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、全国6つの地方裁判所に国とアスベスト建材製造企業に補償とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を起こしている。12月5日、東京地裁で、建設現場における、国の規制権限の不行使の違法性を認める判決となったが、重層下請構造で従事する多くの一人親方、零細事業主は除外するなど、全面的な解決に至る判決とはなっていない。アスベスト被害者の全面救済を求め、現在控訴中である。

司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わらない。建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策をただちにとってアスベスト問題を早期に解決されるよう国に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

深谷市議会議長 柴崎重雄

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	田村憲久様
国土交通大臣	太田昭宏様
環境大臣	石原伸晃様